

国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判（大阪地裁202号法廷）

12月4日(金) 15:00 判決 勝訴を勝ち取ろう！

* 11月15日 学習・討論会 ～裁判の争点について～

◇日 時：11月15日（日）13:30～16:30（13:15 開場）

◇場 所：ドーンセンター 5階 大会議室2

京阪「天満橋」、Osaka Metro 谷町線「天満橋」①番出入口から東へ約350m

◇参加費：500円（大学生以下、避難者200円）

※できるだけメールかfaxで事前申込みをお願いします。

mihama@jca.apc.org fax: 06-6367-6581



国相手の大飯原発3・4号の運転差止を求める裁判は、提訴以来8年半を経て、12月4日に判決が出ます。最大の争点は、地震動の過小評価の問題です。地震規模について、国の審査ガイドでは、地震データの「ばらつき」を考慮するよう求めています（末尾の囲み参照）。しかし国は、データの平均値（経験式）で決めているだけです。

ところが、裁判長の指摘で、国は「ばらつき」を考慮せざるを得なくなりました。すると今度は、現行では考慮されている「不確かさ」（短周期の地震動1.5倍）を無視し、基準地震動は現行よりも小さくなると言い出しています。基準地震動が大きくなれば、機器が壊れる可能性があるため、これをなんとか避けようとしているのです。しかしこれは、裁判長の指摘に反します。

大飯原発だけでなく、高浜・美浜原発でも、また全国の原発でも、国は「ばらつき」を無視しています。勝訴すれば、全原発の耐震性見直しに波及します。この裁判は、そのような普遍的意義をもっています。11月15日の学習・討論会で、裁判の争点や意義について議論しましょう。

12月4日は大阪地裁へ！（傍聴券の抽選時間、判決当日の行動については、詳細が決まり次第お知らせします。）

裁判の最大の争点 地震規模の「ばらつき」考慮

	地震規模の「ばらつき」	「ばらつき」と「不確かさ」	基準地震動の評価 (現行：856ガル)
原告の主張	考慮すべき	両方を考慮すべき	1,150ガル
国の主張	考慮する必要なし	重ねて考慮する必要なし	812ガル
裁判長の 発言・指摘	・「ばらつき」の考慮は、福島原発事故後に国のガイドに新たに加わり重要 ・国は「ばらつき」を考慮した場合の評価を示すべき		

◆原子力規制委員会の審査ガイドでは、「ばらつき」を考慮するよう定めている

1.3.2.3 震源特性パラメータの設定（下線は引用者）

(2) ..その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（平成25年（2013年）6月 原子力規制委員会）

おおい原発止めよう裁判の会

連絡先（美浜の会気付）大阪市北区西天満4-3-3星光ビル3階 TEL:06-6367-6580 FAX:06-6367-6581 2020.10.15